



THE RED PROLETARIAN 赤いプロレタリア

●編集:共産主義者協議会 ●発行所:レッドプロレタリア社 東京都千代田区富士見2-2-2東京三和ビル303スペース303 TEL・FAX03-3264-2735 / 郵便振替00130-7-638910 ●年間購読料:1部2500円(送料込)隔月発行

草の根からの怒りで社会変革を!

原発NO! 再稼働STOP!



「さようなら原発5・5集会」
(東京芝公園)に5500人



「復帰」40年を迎えた5・15沖縄県民大会
3千人が怒りの拳(5・13宜野湾海浜公園)

ノーモア・フクシマの声あげ STOP! 原発再稼働

5月5日、国内で唯一稼働していた北海道電力・泊原発3号機が定期検査のため運転を止めた。これによって国内のすべての原発が停止し「稼働原発ゼロ」状態に入った。「子どもの未来を奪うかもしれない原発が、5月5日の『この日の日』で全て止まった」。

1年前の3・11福島第1原発事故は、放射能汚染や被曝によって「生存が脅かされる」というリアルな危機感を広げ、国策として原発を推進してきた電力会社や政府のみならず、行政(経産省等)、御用学者(原子力専門家)、財界やマスメディアと、既存の体制および旧来の経済成長優先の社会の在り方そのものへの不信や疑問を増幅させてきた。ところが既存の体制(産官学の原子カムラ)は、いまだに「降伏していない」(独シュピーゲル誌)。野田政権は関西電力・大飯原発の再稼働を急ぐがこれに反対する世論が、この安直で卑劣な方針を阻んでいる。

私たちは3・11以降、マイナスから出発し、また原発稼働ゼロ地点に向かっていただけで、原発のない社会へとさらに半歩でも一歩でもプラスへと進めなければなら

ない。現実放射能汚染によって今も16万人以上の福島の人々が故郷に戻れず、仮設住宅などで避難生活を余儀なくされている。取り返しのできない甚大な被害を受け「被災を生き延びる」大勢の人々がいることを忘れてはなるまい。反対の世論を無視して原発を再稼働させようとすれば怒りの火に油を注ぐことになるだろう。

原発を動かさないのは「集団自殺」のようなものと脅迫する文句で再稼働を正当化した政治家(仙石)がいたが、「この地震列島で原発に依存したまま、大量の核のごみを未来の子どものに残すことこそ集団自殺の道だろう」(5・5付東京新聞「筆洗」)、「憂うべきは夏の不快ではなく、次世代のリスクである」(5・5付朝日「天声人語」)という指摘は的を射ている。「電力不足」を脅しの材料にして恐怖をあおり原発の再稼働を認めさせようとする姑息な浅知恵が、失った信頼を取り戻せないどころか、かえって逆に不信感を増幅させているのだということすらこの国の為政者は読めなくなっているようだ。

再稼働に向けて審査をした原子

力安全委員会も原子力安全・保安院も廃止の予定だ。「つまり安全神話を作り上げてきた旧弊まみれの組織が、再稼働の歯車を回している凶になる」(3・27付朝日「天声人語」)。東京新聞社説(4・7付)ではこう批判している。「国民の安全最優先が、政治家の務めである。それを軽視するにもほどがある。〈中略〉新基準といっても、ほとんど通り一遍の電源確保と緊急冷却対策程度である。大げかにばんそうこうをはり付けたぐらいの応急措置で、再稼働の実績づくりをひたすら急ぐ。〈中略〉少なくとも国会事故調の提言が出て独立の規制機関が動き出すまでは、原発の再稼働を判断するべきではない。さもないと、政治に対する国民の信頼は本当に地に落ちる」。

「ノーモア・フクシマ」とは安全(人命)を経済成長(カネ)の犠牲にしてきた過ちを二度と許さないことだ。インドの反原発運動を担っている農民の一人は「原発で大地が汚され、子孫が代々苦しむくらいなら、我々が今、命をかける」と語っている。心に響く言葉だ。

「復帰」40年を撃つ沖縄

「日本復帰」(日本への再併合=国内植民地)40年を迎えた沖縄は、米軍基地の重圧を集中して押

し付ける「不平等」への怒りに燃えている。琉球新報社と毎日新聞社が共同で実施した復帰世論調査は、米軍普天間飛行場の辺野古移設など、基地重圧をきっぱり拒む沖縄の強い民意と、日本(ヤマト)との認識の落差、隔たりの大きさをあらためて浮き彫りにした。5月10日の琉球新報社説は、「在日米軍基地の74%が沖縄に集中していることをめぐり、県民の69%が『不平等だ』と答えたのに対し、全国調査では33%と半数以下にとどまった。〈中略〉復帰から40年を経ても、結果的に本土は沖縄に基地を押し付け、自らの安全の踏み台にしている。今回の調査結果は県民の疑念と不満を映し出している」と「『不平等』と『差別』は沖縄の基地問題を象徴する言葉」としてウチナーンチュの多くが口にするようになった現状を指摘。そして「普天間飛行場の辺野古移設をめぐり、『撤去すべきだ』『県外移設』『国外移設』が計89%を占めた。〈中略〉さらに、普天間飛行場への危険な垂直離着陸輸送機MV22オスプレイの配備計画に対し、9割の県民が反対し、全県的な反対の広がりが明らかになった。〈中略〉県民は、経済振興策のアメによって基地受け入れを迫る手法を見限り、外交・安全保障で公正かつ平等な取り扱いを求めている。『基地の

ない平和な沖縄』への県民の決意は揺るがない」と述べた。また、「復帰」40年を迎えた5月15日の沖縄タイムスの社説では「沖縄を軍事要塞化し日米で中国を封じ込めるという発想は、米中関係の奥深さや国境を越えた『ヒト・モノ・カネ』の移動、市民レベルの文化交流など、国際政治の潮流を無視した一面的な考えである。冷戦思考を引きずってはいは、沖縄の未来を展望することはできない」と日米安保の不条理、時代錯誤に異議を唱えている。

沖縄出身のバンドBEGINの歌「金網移民」は、「肝苦(ちむぐ)りさ 肝苦りさ わした(わたしたち) 金網移民 わした金網移民」と、沖縄人の心の深奥にある哀しみ、痛みを静かにうたっている(金網とは米軍基地の鉄のフェンスである)。

虐げられているがゆえに、苦しみは怒りを宿す。沖縄のその怒りは、国内植民地からの解放をめざす自立・独立志向を伴った「自己決定権」(自分たち沖縄のことは、自分たち沖縄人が決める権利)への希求を孕んでいる。私たちは沖縄の民衆意識との「隔たり」を真摯に直視しつつ、怒りに燃える沖縄民衆との広く深い草の根の連帯を粘り強く進めよう。

(武佐 隆樹)

大飯原発再稼働阻止へ！ おい現地からの報告

この原稿は、5月26日におおい町で開催する「もう一つの住民説明会」を前に書いています。私は3・25に開催された福井県民集会以降しばしば、おい町を訪問し、U君たちのおおいテント村の支援、4・26の町主催の「住民説明会」への抗議行動、そしてこれらの前提となる住民へのチラシポスティング等の活動を行ってきました。

確実に言える事は、現地の空気も変化してきているという事です。言うまでも無く、昨年の3・11の衝撃が、この地でもあります。長く反原発運動に携わってきた中嶋哲演氏や小林圭二氏から聞いた所に寄れば、おいでも他の地と同様に原発建設に際しては2度——最初の建設（1、2号機）と現在問題になっている3、4号機の増設——にわたる激しい反対闘争が周辺地域（後に大飯と合併する名田庄を含め）を含めて展開されました。

この記憶は、特に古い世代には残っていて、3・11以降の福島とのリンクでいろいろな思いを蘇らせたでしょう。（それは最近の「サンデー毎日」5・27号記事にもうかがえます）

テントのU君によると、密かにテントを訪ねて激励してくれる人もいました。

我々のポスティングの過程でも明確に反対を表明される人、現在の再稼働には反対の慎重論、そして、原発が「根付いて」——雇用や町予算—約110億円で60億円が交付金等の原発補助金——いてい

まやどうにもならないといういわば、あきらめ派も多数いて流動を実感しました。

更に3・11の上で大飯再稼働が、否応なく全国の焦点となり住民は全国からの注視の中で事柄の判断を改めて考えざるをえない。そして、反原発諸組織による宣伝活動が上記のような状況の中で効果をあげている。

特に4・26に開催された柳澤副大臣による「住民説明会」は、時岡町長や県、国の「再稼働への手続き、としての「賞賛大会」の思惑がはずれ物言う住民の反対や、慎重意見の場となりました。それまでの原発反対を言うのがはばかれる状態に風穴があいたのです。

このような状況を前提に、ちょうど1カ月後の5・26に「もう一つの住民説明会」が開催されました。率直にいうと変化が生じているとしてもまた現地の人がこの種の会合に公然と参加することは、「勇気」のいることです。しかし、我々のこの試みに参加し進んで協力を申し出てくれる人もいます。このような人々を精神的にも物理的にも「包み込む」体制をつくり現地の人が自ら立ち脱原発への（長い）道のりを歩み始めるのを支援していかねばならないでしょう。

「構造化」されている原発依存の地域体制（経済等）——原子力村、いわば「国内植民地」——に対してそれに替わる代替案の提示、政策提案が重要だと各方面から言われています。それ自体に反

対はしません。しかし、原子力村＝権力に対していわば（国内）植民地独立闘争という「政治闘争」なしにそれとの結合なしの政策提言は、無意味か、権力に絡め取られるでしょう。

3・11以降の一つの特徴は、権力、ブルジョアジーの側が原発政策をめぐって「分裂」している事です。これは、反原発運動にとって有利なことです。（これを利用し「手を結ぶ、ことに躊躇すべきではありません。）

このような情勢が、「政策提言」にある現実性をもたせてもいますが、我々は、常に次の二つの点、大衆闘争こそがすべての原点である事、それなしの提言は、あらたな「再生エネルギー成長戦略」の中に矮小化されることを踏まえねばならないのです。

その意味で大飯の再稼働をまずは今年の夏、阻むことが、戦術的にきわめて重要です。それに全力をつくしましょう。大飯の早期の再稼働が言われてから、世論、それを背景とする反対運動そして権力側の分裂によって延びてきました。当面今夏を原発なしで通過させること、そのために6月中旬に予定されている福井・全国集会に結集しましょう。そして全国各地での闘争を結び、このような中でおおいの人々の中から集会やデモに参加して、今後の反原発運動を担う人が現れることを確信します。

(八木沢 二郎)



5月5日、「原発ゼロの日」経産省前の脱原発テント

原発ゼロ・大飯再稼働阻止！ 経産省前テント集団ハンスト

大飯原発3・4号機の再稼働を許さず、全原発停止＝稼働原発ゼロを実現すべく、4月17日正午から5月5日正午までの18日間、経産省前テントひろばで集団ハンスト行動が敢行された。

水と塩のみで24時間以上7日間までのハンストに、7日間3名を始め参加登録者120名、平均して1日に10名近くがテント前でのハンスト座り込み行動に参加した。福井の中嶋哲演さんの5日間断食から始まり、福島の黒田節子さんが引き継いだ全国リレーハンストの流れを大きな大衆運動とし、再稼働阻止の強固な意志をテントひろばに登場させるべく、闘われた。

この行動は全国に広がり、福島の人々が連日参加し、九州から北海道の方までテントに駆けつけてハンスト座り込みに参加する大きな大衆運動となり、その意志を可視化し、新たな磁場を創り出し

た。5月5日の700名有余のハンストによる経産省包囲は福島—首都圏—全国をつないだ運動の凝縮でもあった。毎週金曜日に官邸前に1000名以上が集まった若い世代中心の行動とともに、この時期の運動の両輪をなした。

また、5月2日には瀬戸内寂聴さん、澤地久枝さんがハンスト座り込みに参加したのをはじめ、鎌田慧、落合恵子、神田香織各氏らが連日のように連帯激励に訪れ、テントは1000万人アクションの中にも磁場としての位置を刻印した。さらに5月5日には全国の原発現場の闘いからメッセージが寄せられ、再稼働阻止へ「全国を一つにする」闘いのための保壁へと位置付けていることも示された。

5月5日全原発停止＝稼働原発ゼロという一つの勝利から、新たなステージへ至る正念場で大飯原発再稼働阻止の闘いがある。

「復帰」＝再併合40年の「5.15」を、 沖縄はどのような中で迎えたか

まず、4月30日の民主党政権初の日米首脳会談。会談に先立って日米安全保障協議委員会（2+2）が開かれ、日米合意の内容が発表された。「辺野古移設は幻想」と公言する米議会内有力議員の要請で、辺野古移設が「唯一の有効な解決策」の文言に「これまでに特定された」と限定する修飾文が挿入されたことが、「辺野古以外の可能性を残したものと」マスコミは報道している。しかし、防衛省のHPに掲載された「2+2共同発表のポイント」には「現行の移設案が唯一の有効な解決策であることの再確認」としか記していない。辺野古に一番こだわっているのが、日本政府、特に外務官僚・防衛官僚であることが浮き彫りになった。

次にオスプレイ配備問題。普天間に配備されようとしているMV22オスプレイが4月11日にモロッコで墜落し米海兵隊員2人が死

亡、2人が重症を負った。技術的には「オートローテーションが効かない」致命的欠陥機が普天間を辺野古を高江を飛び回る。5月12日付琉球新報はオスプレイが7月に那覇軍港に搬入されて組み立てられ、試験飛行や安全点検の後、10月に普天間に本格配備される予定であることを暴露した。保守系の県知事も那覇市長も宜野湾市長も「安全なら日比谷公園や新宿御苑に持ち込めるか」（仲井真知事）と怒りの声をあげた。6月17日にはオスプレイ反対宜野湾市民大会が開催される。

最後に北朝鮮の「ロケット」打ち上げを口実とした沖縄・八重山諸島へのPAC3配備と自衛隊の大量動員（950人配置）。石垣島ではPAC3警備の陸自隊員に実弾を装填した小銃を携行させた。県庁にも自衛隊員を常駐させた。そもそも「ロケット」が爆発して飛んでくるかもしれない破片をP

AC3で迎撃するという想定が、軍事技術的にも荒唐無稽だ。ミサイル防衛に注ぎ込む莫大な予算の自己正当化と昨年の新防衛大綱で打ち出した南西諸島への自衛隊配備の地ならし、沖縄の反軍・反戦・反基地の声の封じ込めという思惑ばかりがむき出しになった。

2年ぶりに全国に呼び掛けられた5.15平和行進や、政府と県の「40年祝賀式典」抗議行動など、様々な行動が展開された。特徴的だったのは、①7月のオスプレイ那覇軍港搬入阻止闘争が最大の焦点であり、それが普天間閉鎖・返還、辺野古断念につながる事が強調されたこと。②韓国とグアムの先住民チャモロ民族の代表団が各行動に参加し、東アジア・環太平洋レベルの連帯闘争の重要性を訴えたことである。

行動の合間に、浦添市美術館、那覇市民ギャラリーなど「復帰」40年記念の特別展示・写真展を巡った。野田が記念式典で述べた「晴れがましい歴史的な本土復帰」の言葉が空疎に響く、戦後67年変わらぬ軍事植民地の現実が、自立解放を求める沖縄人民の闘いとともに映し出されていた。

2.9 堅川弾圧—— 第1回公判開かる

江東区堅川の行政代執行に抗議する江東区役所への申し入れ行動（2・9）で逮捕・起訴（威力業務妨害）され、東京拘置所で勾留中の園良太さんの初公判が5月18日に行われた。

園さんは意見陳述で、まず裁かれるべきは江東区であり、警察と検察であること、野宿を強いられる現実に資本主義社会の矛盾が凝縮していることなど、歴史的経緯と社会的背景を説いた上で、江東区の不当性と抗議行動の正当性を語った。そして背景として、3・11以降「人の命が大切」が言われながら行政はそれと真逆のことをしている。資本主義に未来はない、エジプト～ヨーロッパ～ウォール街のように、世界を変えてゆく闘いに連帯すると、決意を述べた。

続いて弁護団意見陳述。まず上杉弁護人は、堅川河川敷公園における野宿者問題の背景と本質を、憲法及び国際法における居住権が

侵害されていること、特に、公共空間における小屋生活を尊重し侵害しないことを、居住権として国家・行政は守る義務がある。しかし今回の江東区の一連の措置は、代替措置という点でも、適正手続という点でも違法であり、野宿者を尊厳のある権利主体として扱う姿勢は皆無だと説いた。

川村弁護人は、2006年以降の江東区の違法行政について具体的に指摘した上で、2月9日の抗議行動も、江東区職員による庁舎管理規定に基づく実力行使（排除）は法的根拠を欠いた違法なもので、威力業務妨害の対象にはなりえないと説いた。最後に大口弁護人から、公訴棄却の申し立ての中身を、最高裁判例「チッソ川本事件」などを引用しながら、起訴の不当性を明らかにした。

次回公判（6月1日、11日、各13時半）は、検事側証人が出廷。長期勾留と、接見禁止の継続を許さず、公判闘争の勝利へ！

公正・平等な権利と連帯のために 越境する「怒れる者たち」 慎 渡

世界は「変革の予兆」に満ちている。昨年から世界中で噴出している「反独裁」（アラブの春）、「反格差」（スペインの「怒れる者たち」の5・15運動や米国NYのウォール街占拠）そして「反原発」（ノーモア・フクシマ）の闘いに象徴される「プロテスター」（米タイム誌が選んだ2011年の「人」）や「インディグナドス」（スペイン語で「怒れる者たち」と呼ばれる人々による異議申し立ては、生存や生活を脅かす新自由主義グローバリズムと資本主義そのものへの草の根からの怒り、抵抗、反乱、蜂起であった。

この「怒れる者たち」の新たな反乱運動の特徴は、①草の根からの怒りをモーメント（拠り所）に——特定の政党やリーダーによらない——国境を越えて連帯した運動であり、②貧困と格差を拡大し生存を脅かす間違った政治に対抗する異議申し立てを通じて「人間らしく生きる権利と尊厳」の実現、社会的な公正・平等を求めた運動であり、③公共空間（公園や街頭等）を占拠—解放することを通して運動を可視化する手法や、徹底した議論によって（安易に多数決を取らず）できる限り全員のコンセンサスを導き運営や行動の方針を決めるというスタイルに見られるように、従来型の運動スタイルをパラダイム・シフトし、「現代のコミュニケーション」ともいえる萌芽を宿した新次元のラディカルリズムとダイナミズムを社会運動にもたらしたことである。

怒りをモーメントにした抵抗と連帯

こうした貧困や格差を拡大する資本主義グローバリズムに異議を唱え怒りの拳を突き上げた「怒れる者たち」の反抗にとりわけ大きなインパクトを与えたのが、「私たちは（格差に苦しむ）99%を合言葉に、金融危機の震源地である米NYのウォール街を占拠した運動であった。その活動家の一人が、「世界各地の蜂起運動に参加した者」や「世界をいかに変えるかを考えた活動家グループ」の存在がなければ、この占拠運動はなかったかもしれないと語っているように（『99%の反乱—ウォール街占拠運動のどらえ方』パブリコ社）、「国境を越えて連帯して闘う」という精神が、ウォール街占拠運動を生み出し、他の反乱運動を結び付けたといえる。実際にこのウォール街占拠運動にインスピレーションを与えたのは、通称「アラブの春」だった。しかも、ウォール街占拠を呼びかけたグループとエジプトの民衆革命を担った活動家たちがダイレクトに結び付き、草の根の国境を越えた連帯がダイナミックに広がっていることを体現して見せたのである。

さらに、こうした「怒れる者たち」の反乱運動の思想的拠り所となったといわれているのが、元レジスタンスの老闘士、ステファン・エセルさんの著書『怒りなさい!』（2010年10月版で出版され日本では2011年12月に『怒れ! 憤れ!』というタイトルで日経BP社刊）だ。この続編にあたる『希

望の道』（2011年9月、日本では12年3月に明石書店から『怒れ!』の名で出版）の「日本語版への序文」でステファン・エセルさんは、「我々は、ヒロシマ、ナガサキ、そしてフクシマのことを決して忘れない」と述べ、この著書で「新自由主義は破綻したイデオロギー」であり「貪欲な金融資本主義と野蛮な国粋主義を封じ込めなければならない」「人々が連帯するために反グローバリズムを推進すべきだ」「新たな政治こそが新たな希望を切り拓く」と訴えている。

この「怒り」という大衆運動に不可欠なモーメント（契機）を掘り起こし、資本主義グローバリズムに対する「怒り」を草の根から組織し解き放つこと、ここに力点を置いたところに「怒れる者たち」の反乱運動の最大の特徴があるといえる。虐げられているがゆえに、苦しみは「怒り」を宿す。「怒り」によって虐げられた者は連帯意識を目覚めさせる。苦しみを分かち合うことはできなくとも「怒り」は共有できる。「怒り」を共有することで人は連帯することができる。「国境を越えて連帯して闘う」ことによって、世界は変えられる。希望は取り戻せる。

世界の変革の歴史をたどってみると、怒りが充満し機が熟した時、一人の象徴的な行動によって、怒りに火が付き燎原の火のように燃え広がった。米南部ではバスの白人専用席にあてて座った黒人女性（55年アラバマ州のローザ・パークスさん）の人種差別主義に対する怒りのレジスタンスが公民権要求運動に火を点けた。

韓国では軍事独裁政権下の70年、全泰壹（チョン・テイル）という一人の青年が労働者の生存権・団結権の剥奪に焼身抗議したことを今も労働運動と民主化運動の原点に据えている。昨年の「アラブの春」では、チュニジアのプアジジ青年の焼身抗議をきっかけに独裁政権に対する民衆の怒りに火が付き、アラブ世界に草の根の民衆蜂起を広げることになった。一人の死が人々の怒りを呼び覚ました。そして「アラブの春」は、欧米の「怒れる者たち」の反乱運動や占拠運動にも飛び火したのである。

植民地主義的差別構造の下で米軍基地の重圧を強いられてきた沖縄民衆の抵抗を象徴する言葉は、文字通り「怒り」だ。ポーランド系ユダヤ人でパレスチナ占領政策に反対する記事を書き続けているイスラエルのハアレツ紙の女性特派員、アミラ・ハスは、「どうして、そんなにエネルギーがあるのか」ときかれて「怒りです。怒りが私にエネルギーを与えているのです」と答えている。そして、ユダヤ系フランス人としてアルジェリアの対仏解放闘争に参加し、イ

スラエルのパレスチナ・ガザ封鎖に抗議する闘いにも加わっているステファン・エセルさんも「レジスタンス運動を支えてきたのは、『怒り』だった」と述べている。アラビア語で「革命」は「サウラ」と言う。もともと火山が噴火するように「怒り」が爆発する、という原意があり、それが転じて革命や反乱という意味を持つようになったとされる。（臼杵陽『アラブ革命の衝撃』青土社）

「怒れる者たち」の反乱運動—NYウォール街占拠運動は、たしかにある意味で曲がり角にあるともいえる。だが変革への機運、怒りは衰えていない。なぜなら、その理由がないからだ。「怒れる者たち」の反乱運動は、反格差、反貧困、反独裁、反植民地主義、反基地、反戦、反原発、反グローバリズムといった多様なアンチ・テーゼの運動をそれぞれ出発点として、共通して「人間らしく生きる権利と尊厳」「社会的な公正・平等・連帯」を求めている。それは普遍的で国際的な価値観に基づいた「新たな変革のうねり」と呼ぶことができる。資本主義グローバリズムに対する明確なオルタナティブを示しているのだ。

ところが、資本主義グローバリズムに対する逆襲を開始した「怒れる者たち」の反乱運動に関して、日本の左翼の大半は関心がない。なぜなら従来型の変革モデルやお決まりのスタイルに固執し、うぬぼれとおごり（夜郎自大）に浸っていて旧殻を破ろうとしないからだ。この新たな変革のうねりからインスピレーションやアイデア（着想）を得ようとするのだ。時代の変化についていけず立ち遅れているという自覚・危機意識に乏しいばかりか、旧来の思考—行動様式・運動スタイルから脱却しようとする「新たな試み」（パラダイム・シフト）を抑制するブレーキ役にさえなりかねない実情が逆照射されている。

権利をつかむために闘う社会運動

すでに「変革の種」は時かれた。花を引き抜くことはできても草の根のように広がった反乱の芽は摘み取れない。世界中で怒りの火種はくすぶり続け、誰にも消せない。時代はうねり、「怒りの時代」「変革の時代」の到来を告げている。いまや世界は、変革を必要としているのだ。

資本主義グローバリズムにとって「貧富の格差の拡大」は失敗ではなく、むしろ政策的な必要条件なのである。それは、資本制社会の本質的な限界のうちにある今日の破局的な危機が証明している。かくして虐げられた者たちに怒りが宿る。その火種（階級対立）は

不断に再生産される。なぜなら、「人間らしく生きる権利と尊厳」が脅かされ奪われ困窮し不安定（プレカリティ）な生活を余儀なくされているからだ。彼ら彼女ら「持たざる者」は、すでに過去の幻と化した「中流（ミドル）」という擬似的な「階級意識」さえ手放している。労働者や失業者にとっては人間らしく生きられないという現実を目の当たりにせざるをえないのである。格差が拡大した社会ほど、人々は競争に駆り立てられ分断される。貧困と不平等が増すにつれて、社会関係は二極化し敵対的となって怒りはマグマのように蓄えられる。

「人間らしく生きる権利」が生存権として社会的権利の前面に押し出されるようになったのは、何よりも資本制社会が、「プロレタリア」と呼ばれる貧しい民衆（持たざる者、無産者）の生存自体をも脅かし、人間らしく生きることができない「奴隷」のように虐げてきたという歴史的現実を背景に、「人間らしく生きたい」という普遍的な権利を主張し実現するために血を流すほどの犠牲を払ったプロレタリアの闘いがあったからである。

世界中のすべての「権利」は、これを妨げる権力者との闘争によって闘い取られたものである。棚からぼた餅ではない。何の苦しみも犠牲も伴わず闘わないで手に入れた権利などというものはない。その意味で社会的な権利（労働権・教育権・生活権等）や団結権、社会保障（福祉・公共サービス）は、「抵抗の産物」（ネグリ）である。

たしかに社会保障の形成は、資本主義体制を維持するため（利潤追求に一見相反する）一定の譲歩や改善を通じた社会政策を契機にしていた。だが権利が全ての人に公正・平等に保障されているわけではない。「生きる権利」に裏打ちされない福祉は、恩恵や施し、慈善や救済の域を出ない。一方で我々は、この150年間で、働く者の権利や女性の権利など奪われてきた者の闘争によって獲得してきた権利は多い。

ところが「すべて権力者はそれを乱用しがちである」（モンテスキュー）。それゆえ権力者による権力の乱用＝権利侵害に対して、権利主体は不断の闘争によってしか権利を自らのものとする事ができないのである。権利の侵害・剥奪に対して異議を申し立て抵抗することは、生存権を主張する権利主体であるための使命である。反対に権利侵害に対して沈黙し闘わない者は、自らが権利から排除され無権利な奴隷になることを受容し、権利主体であることを放棄

することに等しいのである。これは文字通り「自己に対する死刑判決に署名するようなものだ」（イエーリング）。「蜂起・反乱・革命」という形をとった反抗や凄まじい労苦によって、また多くの犠牲を払って権利を闘い取らねばならなかった者は、権利が脅かされたり踏みこじられることを許さないものである。

無権利状態や権利侵害は耐えしのぶもので、どうにもならないものとして、抵抗せず沈黙する傍観者は、社会的権利からの排除に対する怒りを失い、権利侵害による苦痛を苦痛としてついにはほとんど感じられなくなってしまう。当然、権利主体であるという権利意識は育まれず、権利侵害に対しても闘おうとしない。

日本社会の場合、「権利や自由」という観念が定着したのは、戦後の米GHQによってだった。それゆえ権利を享受できるようになったのは、自らの闘いによってではなくGHQの「恩恵」によってであり、世界中の権利のための闘争によって権力者が「譲歩」（改善）を余儀なくされた結果であったという認識は極めて希薄であった。戦後日本の権利をつかむための闘いは、裾野の広がりや欠き、「軍国主義」の名残が残ったお上依存意識を打破するような「権利意識」の成熟度は低かったといえる。

「権利としての社会保障」を巡る闘いが軽視され権力の乱用に対する闘いが放棄されてきた結果、日本の社会保障水準や教育、医療、居住への支出の割合は、「先進国」中最低のレベルにあるのだ。生存権の基礎である「居住権」は、この国にはないに等しく、それを要求する社会運動も大きく立ち遅れてきた。

自己の生存（人間らしく生きる）ことを主張することは、そのための権利（生存権）を主張することである。権利は抽象的に（あるいは憲法25条や法律で）保障されているだけでは不十分である。権利の侵害や剥奪に抵抗し、権利を具体的に要求して行動することが不可欠なのである。草の根から権利をつかむために闘うことによって「持たざる者」の権利意識を鍛え上げていかなければ、公正・平等な社会に変えられない。こうした社会運動の役割・存在意義を否定する救済主義や行政依存主義（行政の下請機関化したNPO等）、左翼空論主義の3つの偏向を克服することが必要である。

「人間らしく生きる権利」の侵害や社会的排除に対する闘いは、荒々しく激しい情熱的な抵抗という形をとることも、また抑制の利いたしかし粘り強い持久的な不屈の抵抗という形をとることもある。いずれの形をとるにしろ、抵抗の表し方に優劣などない。

21世紀の私たちは、「人間らしく生きられない」奴隷になることを拒み、「人間らしく生きる」権利を実現するために、それを蔑ろにし脅かすもの——貧困、格差、原発等——に対して徹底して闘わなければならないのである。

2012年7月9日、改定入管法が施行される。すでに、難民(政治亡命者)支援団体などから批判の声が上がっている。

そもそも日本の入管体制は治安管理主義に貫かれた差別・排外主義的な国家主義を基本に成り立っている。それは、在日外国人の分断・差別・支配・管理によって、プロレタリアートを分断・支配するシステムでもある。そもそも、在日外国人管理を、治安を担当する法務省が行うということが、在日外国人問題を治安マターとして扱うことを基本にしていることを示しているのである。

改定入管法の狙い

今次改定では年来のその狙い通り、在留カード導入で、在日外国人管理の法務省一元化が強められることになる。それは、「新しい在留管理制度は、外国人の適正な在留の確保に資するため、法務大臣が、我が国に在留資格をもって中長期間に在留する外国人を対象として、その在留状況を継続的に把握する制度です」(法務省パンフレット)と述べていることに明瞭に示されている。

すなわち、これまで、外国人登録制度によって総務省によっても管理されていた在留情報を、在留カードを、入管が発行し管理することで、法務省が一元的に把握することになるのである。それにともなって、外国人登録証は廃止される。そして、外国人登録制度は、住民基本台帳制度に組み込まれる。

在留カードは、空港や港湾などで、日本上陸の際に発行され、常時携帯義務が課せられている(違反の場合、20万円以下の罰金。提示拒否の場合、1年以下の懲役または20万円以下の罰金。懲役刑なら退去強制)。その他、居住地の変更届を14日以内にしないと20万円以下の罰金が課せられるなど、罰則が強化されている。

また、「配偶者として『日本人の配偶者等』、『永住者の配偶者等』の在留資格で在留する方が、正当な理由がなく、配偶者としての活動を6か月以上行わないで在留すること」が認められる場合、在留資格が取り消されるという「偽装結婚」対策と思われる不可解な処分まで規定されているのである。

入管体制の歴史的性格

1947年5月の外国人登録令で日本は旧植民地人民から一方的に国籍を外国人にしたが、それは在日朝鮮人・台湾人などの歴史的具体的な関係のありようによって、その一般外国人化は未だに実現していない(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法」に基づく旧植民地出身者=特別永住者とその他の一般永住者の2種類がある。ただし、特別永住権は在留資格の一つであって権利とされてはいない)。しかし、その狙いは、1952年サンフランシスコ平和条約発行の際の「平和条約の発効に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理」(1952

プロレタリア国際主義で、改定入管法体制と対決しよう!

流 広志

年4月19日民事甲第438号民事局長通達)で、「(一)朝鮮及び台湾は、条約の発効の日から日本国の領土から分離することとなるので、これに伴い、朝鮮人及び台湾人は、内地に在住している者を含めてすべて日本の国籍を喪失する」「(五)条約発効後に、朝鮮人及び台湾人が日本の国籍を取得するには、一般の外国人と同様、もっぱら国籍法の規定による帰化の手続によることを要する」というように示されている。

そして、この年、外国人登録法が制定された。同時に入管令(1951年ポツダム政令第319号)が公布・施行され、サンフランシスコ平和条約発効(1952年4月28日)後、法律としての効力を持つ政令となる。この原型は、GHQのポツダム政令第百九十九号「出入国の管理に関する政令」にあり、この時は、入管は、外務省管理局に、入国管理部署を置く」とされ、外務省の担当となっていたが、入管令では、法務省の担当になった。以後、在日外国人管理は治安担当の法務省の管轄となり、1982年の難民条約批准に合わせた法改正で「出入国管理及び難民認定法」に変わっても、その基本は変わっていない。

改定入管法の問題点

今次入管法「改正」の問題点が難民支援団体などから指摘されている。例えば、「改定入管法中長期滞在者のためのQ&A日本語改訂版2012・2(移住労働者と連帯する全国ネットワーク。入管法対策会議・在留カードに異議あり!NGO実行委員会)では、「新しい在留管理制度の下では、外国人ひとりひとりの最新で詳細な個人情報、継続的に法務省入管局に集中されます。また、法務省はこのほかに、これまでの退去強制歴など出入国情報、入国・再入国した際の指紋・顔画像の個人識別情報、さらにブラックリスト情報も持っています」「その上、今回の改定法では、外国人の個人情報を継続的に把握するため、法務省に広範囲な事実調査権を付与し」たことを取り上げている。

同パンフは、結局のところ「この改定法」は、「在留期間の最長が3年から5年に延長され、また『みなし再入国』を新設するという改善点があるものの、結局のところ『外国人いじめ法』となっています」と批判している。すなわち、「改定入管法は、外国人に対してさまざまな義務規定を設けて、その義務違反に対しては刑事罰、在留資格取消しという制裁を科す——その脅しによって、外国

人にたくさんの義務を遂行させる、というものです。このような制度は、外国人ひとりひとりの尊厳と自由を奪うものです。この改定法は、日本人と外国人との『共生』を阻む悪法です。しかし、この日本社会に住む私たちは、次のことを想起しなければなりません」として、「自由権規約委員会『一般的意見151』」から次の規定を引用している。

「外国人は、ひとたび締約国の領域内に入ることを認められると、規約(国際人権自由権規約)で定められた権利を享受することができる。外国人は、法律による平等の保護を受ける権利を有する。これらの権利の適用に際しては、外国人と市民の間に差別があってはならない」。

日本の入管行政が在日外国人管理で実際に行なっていることは、これに反することが多く、入管職員の現場での適当な裁量権行使によって、在日外国人の生活や尊厳、人格が傷つけられる事例が数多く発生している。

難民問題への影響

日本政府が難民条約を批准して入管法を「改正」し、難民認定法を加えて30年になるが、昨年の難民認定申請者数1,867人で、前年の1.6倍に増えて、過去最高になったが、難民認定したのはなんとたったの21人である。

それより前の4年間の難民認定数は、41人→57人→30人→39人である。国籍別では、ビルマ(ミャンマー)18人、他2国で3人である。難民認定しなかったものの、仮滞在許可を出して人道的な配慮が必要なものとして特に在留を認められた者は248人であった。それも以前の4年間で、88人→360人→501人→363人であり、2年連続で減少している。

難民条約加盟後の難民認定の累計は、598人。国別では、ビルマ(ミャンマー)307人、イラン69人、ベトナム59人、カンボジア50人、ラオス48人である。日本の人口の約8分の1の人口のオランダ515人、人口5,987万人の経済危機と言われるイタリアでも1,785人が難民認定されている(2008年)。

それに対して日本の昨年の21人とはほとんどゼロに等しい数字である(≒0)。これで難民条約締結国と胸を張って言えるわけがない。だが、法務省は、上の数字を堂々とホームページに掲げている。まるで、法務省は難民の保護などしなくて当然、難民の人権などどうでもいいと開き直っているかのようだ。

労働者や研修生の名目や「不法」滞在者も含む低賃金非熟練労働者を雇用したい中小企業との利害の違いが入管制度への要求の違いとして現れている。改定入管法は、明らかに前者の利害を強く反映している。

プロレタリア国際主義を貫徹し、改定入管法との対決を!

今回の改定入管法は、外国人労働者の分断・管理・支配を容易にするための法制度を整備するものであり、その過程で、難民制度の不備・矛盾を拡大するもので、施行後に様々なトラブルが発生することは目に見えている。

現状では、差別・排外主義による分断支配によって、日本の労働者と同じ労働者でありながらも、その人権状態や労働条件などへの関心が低められてしまっている。しかし、このような非人道的に扱われる外国人労働者の劣悪な労働状態は、自らの労働条件や人権状態を下に引っ張っているのである。その関連を明確に理解し、それを改善することが、自分の状態を良くすることになるのは明らかである。

また、他国の労働者大衆の政治状況を理解し、圧政に苦しむ人民を支援し、連帯するのは、プロレタリアートの国際主義的任務である。それに対して支配階級は、互いを分裂させ分断支配することを利益としている。かかる支配階級の策謀に対抗し、他国の同胞の境遇を理解し合い助け合い、プロレタリアートの国際的な団結を強めていかなければならない。まずは、他国の同胞の境遇を知ること、理解することから始め、そして互いに友愛の絆を持って交流し、連帯の実践を積み上げていくことである。それは、新たな国際的に開かれた共同体を形成することでもある。

改定入管法は、外国人労働者同士を細かく分断し、管理を強め、同時に日本人労働者との間の溝をも深めるのだ。これに対抗し闘う戦線を構築する運動を進展させなければならない。

それは、歴史的な帝国主義植民地支配の清算を果たす闘いでもある。

そして、ビルマのアウンサンが強調した「多様性のなかの統一」という言葉に含蓄されている多様な共同体の連合としての共産制社会の実現を目指すコミニズム運動にも結びつく闘いである。

6・16 反安保・沖縄連帯シンポ

発言・大湾宗則さん(京都沖縄県人会会長)ほか

日時 6月16日(土) 午後1時~5時
会場 専修大学神田校舎1号館202教室

2012年世界難民の日 東京集会

テーマ: 入管法が変わる! 難民の子供たちの未来は?

日時: 2012年6月30日(土) 午後1時半~
会場: 早稲田奉仕園 リバティホール
(バプテスト同盟東京平和教会)
主催: 2012年世界難民の日東京集会実行委員会